

質 疑 回 答 書

1 公告番号 新潟市契約公告第51号

2 件 名 ふるまち庁舎デジタル複合機賃賃借

上記につきまして質疑事項がありましたので、下記のとおり回答いたします。

質 疑 事 項	回 答
入札説明書 4(1)機能証明書は、仕様書 6の部分の証明書のみでよろしいでしょうか？ 合わせて、カタログ未記載の機能証明に関しては、弊社作成の証明書にて対応で問題ないでしょうか？	前段については質問のとおりで問題ありません。 後段については、メーカー（支社等を含む）発行の証明書・技術資料等での対応が可能です。
仕様書 7(3)利用職員のPCにプリンタードライバのインストールを実施すること。 その際、infファイルから一括でインストールが可能な新潟市のシステムを利用することができる（利用手順書は、作業実施時に貸与する）。 とありますが、工数を積算できず、応札単価を算出できないため、事前に利用手順書を見せていただくことは可能でしょうか？	秘密保持誓約書の提出後であれば、利用手順書の提供が可能です。また、実際の作業パソコンで操作手順の確認も可能です。 希望する場合は新潟市総務部総務課にご連絡ください。
仕様書 7(9)イ データ消去 に関して 複合機内部の記憶装置については、アにおける搬出の前に新潟市職員が物理的に破壊し、又はデータ消去ソフトウェアにより復元が困難な状態にする措置を講じることとする。ただし、新潟市職員が同措置を講じることが困難な場合は、受注者が搬出後速やかに同措置	複合機内部の記憶装置については、機密性2以上に該当する情報資産が含まれる可能性があることから、新潟市情報セキュリティポリシーに基づき、物理的破壊、磁気消去又はデータ消去ソフトウェアによりOSからアクセス不可能な領域までを対象とする上書き消去、ブロック消去、暗号化消去のいずれかの方法により復元が困難な状態にする措置を講

を実施したうえで、複合機のデータ及び設定情報を消去したことを証明する書類を作成し、搬出後10日以内に新潟市に提出すること。

と記載ありますが、弊社複合機の記憶装置は、SSDになっております。

情報漏洩対策としては、SSD搭載機においては「暗号化」と「廃棄時の初期化」となっております。

IPAの「デジタル複合機のセキュリティに関する調査報告書」には、SSDについては暗号化と廃棄時、返却時の物理領域のリセットが有効、と、結論付けられています。

(IPAの「デジタル複合機のセキュリティに関する調査報告書」117ページに記載)

そのため、SSD搭載機は、データ暗号化されているため、廃棄時に初期化することとさせていただきませんか。初期化後に、データ消去証明書を提出いたします。

じる必要があります。

SSDについても上記のとおりとなります。